

令和元年 9 月 12 日 14 時00分
資料配布 近畿地方整備局

和歌山下津港海岸 海南地区における直轄施行区域内の手続き等に関する 電子メールによる問い合わせ窓口の設置について

～お知らせ～

和歌山下津港海岸海南地区では、今後30年以内に70%～80%の確率で南海トラフで発生する地震による津波襲来の予測に基づき、海岸の背後地域を防護するため、平成21年度から国による直轄工事として津波対策事業を実施しています。

令和元年9月6日には直轄施行区域の一部改正(拡大)を行ったところですが、今般、直轄施行区域内における手続き等に関する電子メールによる問い合わせ窓口を設置しましたのでお知らせします。

直轄施行区域とは海岸保全区域のうち、直轄海岸事業の実施に伴い国が海岸管理者に代わって海岸管理の一部を担務する区域です(※1)。

国が担務する業務には海岸保全区域内の施設や工作物の設置にかかる許可手続きが含まれています。一方で、引き続き海岸管理者・港湾管理者が行う手続きがあるなど複雑で分かりにくいところもあります(※2)。

そこで、今般、直轄施行区域内の手続きに関し、電子メールによる問い合わせ窓口を設置することとしました。

※1 海岸法第6条第2項の規定に基づく業務について同第3項の規定により告示します。和歌山下津港海岸 海南地区の直轄施行区域は別添1を参照ください。

なお、9月6日付で拡大した直轄施行区域のうち日方地区は、先行して工事着手しています。

※2 国が行う業務は海岸法施行令第1条の5に規定しています。主な手続きは別添2を参照ください。

【電子メールによる問い合わせ窓口】

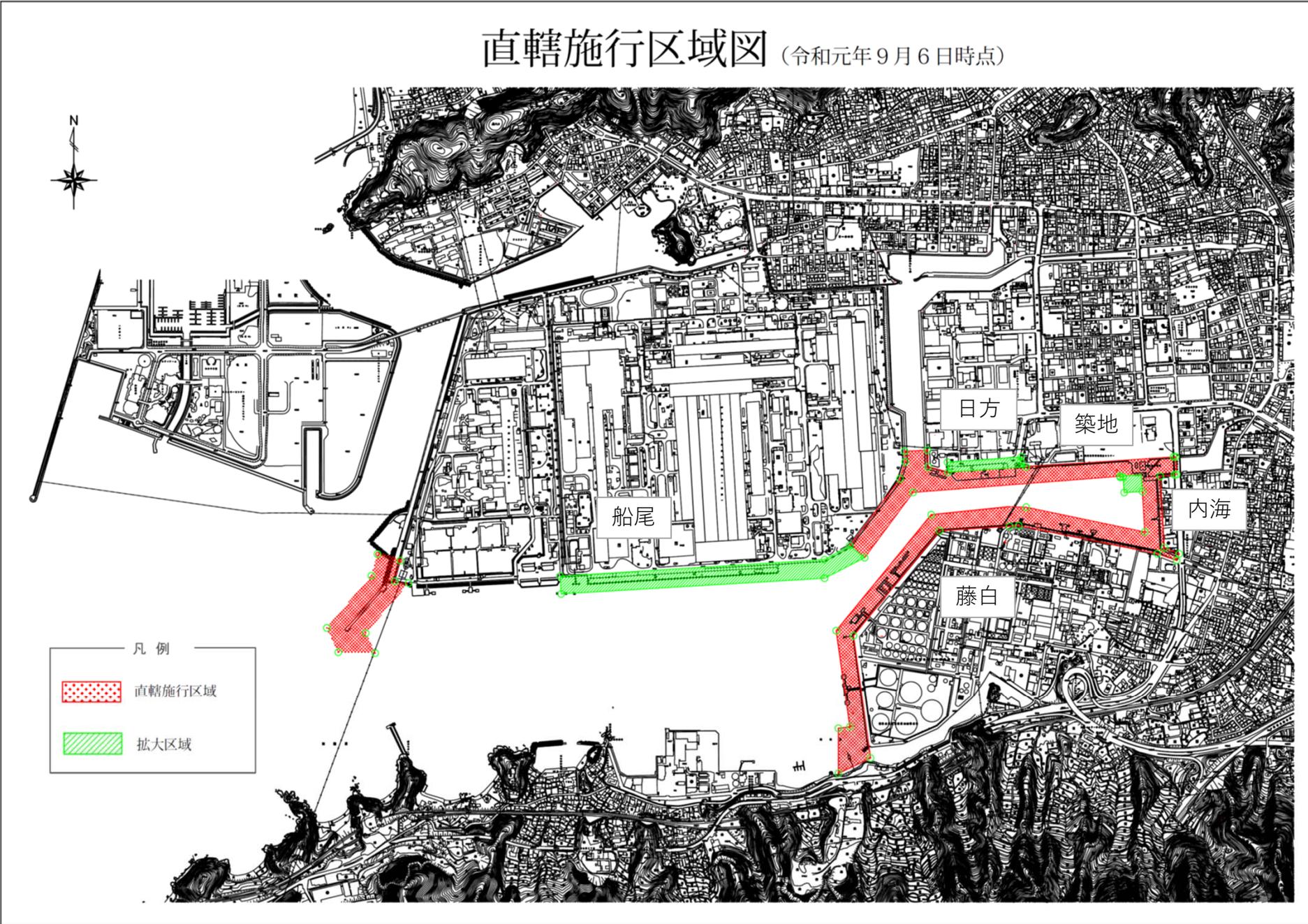
和歌山港湾事務所 pa.kkr-kaigantetsuduki@gxb.mlit.go.jp

<配布場所> 神戸海運記者クラブ、みなと記者クラブ、神戸民放記者クラブ、
和歌山県政記者クラブ、和歌山県政放送記者クラブ、和歌山地方新聞記者クラブ

<問合せ先>

国土交通省 近畿地方整備局 港湾空港部 港湾管理課 野
Tel : 078-391-6374 Fax : 078-325-8289

直轄施行区域図 (令和元年9月6日時点)



国への申請が必要な主な手続について

直轄施行区域内において、以下の行為を行う場合には海岸法第7条第1項又は第8条第1項の規定により許可が必要となりますので、所定の様式※1により申請をお願い致します。

ただし、海岸管理に与える影響が軽微なもの※2を除きます。

なお、港湾管理者である和歌山県知事の許可を得ている場合には、当該手続は不要となる場合がありますので、不明な点がありましたら、お問い合わせ願います。

- ・海岸保全区域内における公共海岸の土地占用……………第1号標準様式
- ・海岸保全区域内での土石(砂含む。)採取……………第2号標準様式
- ・海岸保全区域内(公共海岸の土地除く。)における
他の施設等の新設または改築……………第3号標準様式
- ・土地の掘削、盛土、切土、その他海岸管理者が指定した行為
……………第4号標準様式

※1 下記URLをご参照ください。

<http://www.pa.kkr.mlit.go.jp/wakayamaport/topics/shinsei.pdf>

※2 海岸管理に与える影響が軽微なもの

- ・占用期間の更新のみに係るもの
- ・工事又は季節的な行事を行うための一時的なもの
- ・通路、階段等の新改築
- ・標識類の新改築
- ・許可工作物の構造又は能力に重要な変更を及ぼさない改築
- ・許可施設又は工作物の付属物の新改築
- ・工期の変更のみに係るもの

【問い合わせ窓口】

和歌山港湾事務所 補償班

TEL : 073-422-8190

Mail : pa.kkr-kaigantetsuduki@gxb.mlit.go.jp